

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
6月23日
(金曜日)

目次

○告示

土地改良区定款変更の認可（農村整備課）……………

急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）……………

道路の位置の指定（建築指導課）……………

○公告

土地改良区の役員の届出（農村整備課）……………

公共測量の実施（監理課）……………

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）……………

一般競争入札の実施（物品管理課）……………

○公安委告示

警備員等の検定の実施……………



山口県告示第百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和五年六月二十三日

土地改良区の名称
宇部市東岐波山立石土地改良区

認可年月日
令和五、六、一四

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和五年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称
中山(7)地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一
号と十四号を結んだ線に囲まれた区域

市 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
長 門 市	東 深 川 堤	山 名	一〇〇七八の二	一号
〃	〃	〃	一〇〇七八の二	二号
〃	〃	〃	一〇〇七八の二	三号
〃	〃	〃	一〇〇七八の二	四号
〃	〃	〃	一〇〇七八の二	五号
〃	〃	〃	一〇〇七八の二	六号
〃	〃	〃	一〇〇七八の二	七号
〃	〃	〃	一〇〇六三の一八	八号
〃	〃	〃	一〇〇六三の一八	九号
〃	〃	〃	一〇〇六三の一八	十号
〃	〃	〃	一〇〇七七の二	十一号
〃	〃	〃	一〇〇七八の二四	十二号
〃	〃	〃	一〇〇七八の三六	十三号
〃	〃	〃	一〇〇七八の九	十四号

山口県告示第百九十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市楠木町二丁目二四二の七及び二四三の二二	四・〇	二四・二	令和五、二二六
〃 大字東豊井字上恋ヶ浜二九六の一	四・一	三三・六	〃



(二一七) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

令和五年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 就任した役員

土地改良区の名	理事の名	住所
千田郷土地改良区	森田 吉之	光市岩狩三丁目五番二一三号
〃	原田 雅之	周南市高水原一丁目一一二
〃	吉富 靖教	〃 大字安田六七三の八
〃	西岡 恒夫	光市大字小周防二七〇九
〃	柳本 光新	〃 二六五四
〃	林 憲雄	〃 二五八九
〃	吉水三千雄	周南市大字安田一三〇三
〃	坂本 和彦	光市大字塩田六一一

二 退任した役員

土地改良区の名	理事の名	住所
千田郷土地改良区	有田 司	周南市大字呼坂四一八一二〇〇

〃	〃	森田 吉之	光市岩狩三丁目五番二一三号
〃	〃	吉水三千雄	周南市大字安田一三〇三
〃	〃	吉富 靖教	〃 六七三の八
〃	〃	原田 雅之	〃 高水原一丁目一一二
〃	〃	林 憲雄	光市大字小周防二五八九
〃	〃	守田 勝彦	〃 二七〇九
〃	〃	林 央	〃 大字束荷一一七七

(二一八) 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和五年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類

公共測量（数値撮影（デジタル））及び写真地図作成）

二 作業の地域

周南市

三 作業の期間

令和五年五月十日から令和六年三月八日まで

(二一九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和五年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字波野字塩坪
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字下田布施九一六番地の三

株式会社ジューケン

(二〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和五年六月二十三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の購入

(一) 物品等の名称及び数量

除雪車 一台

(二) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

令和六年十月三十一日

(四) 納入場所

山口県防府土木建築事務所阿東分室

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和四年山口県告示第百七十九号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和五年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、四輪車両について物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和五年六月二十三日から同年八月三日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

令和五年八月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和五年八月三日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

令和五年八月三日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (三) 契約書の作成の要否
要
 - (四) 契約保証金
免除する。
 - (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和五年七月二十五日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。
 - (六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせる。
- 十一 Summary
- (1) Division in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
 - (2) Name and quantity of the products to be purchased: 1 snow removing vehicle
 - (3) Delivery period: October 31, 2024
 - (4) Delivery place: Ato branch office, Hofu Public Works and Construction Office, Yamaguchi Prefectural Government
 - (5) Division in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-3960)
 - (6) Deadline for tender submission: 5:15 P.M. August 2, 2023 (If brought in person: 10:00 A.M. August 3, 2023)



山口県公安委員会告示第二十五号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和五年六月二十三日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員
交通誘導警備業務 一級 二十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和五年十月三日(火曜日)の午前十時から正午まで
場 所 山口市滝町一番一号
山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和五年十月二十一日(土曜日)
場 所 山口市仁保下郷一四五九番地
山口県警察学校

三 受検資格
詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの(以下「県外在住警備員」という。)であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和五年七月二十四日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

- 1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面
- 2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び警備業者等が発行する当該警備業務の従事期間に関する証明書

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。

一 検定を行う警備業務の種類及び級並びに受検定員

種 別 級 受検定員

交通誘導警備業務 二級 三十名

二 検定に係る試験の日時及び場所

(一) 学科試験

日 時 令和五年十月三日(火曜日)の午前十時から正午まで

場 所 山口市滝町一番一号

山口県警察本部

(二) 実技試験

日 時 令和五年十月二十八日(土曜日)
場 所 山口市仁保下郷一四四九番地
山口県警察学校

詳細については、学科試験の合格通知に併せて通知する。

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は県外在住警備員であること。

四 検定申請書の受付期間及び時間

令和五年七月二十四日(月曜日)から同月二十八日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千元に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地(その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄す

令和五年六月二十三日印刷
令和五年六月二十三日発行

発行人所

山口県知事

る警察署に請求すること。
(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一一〇）にすること。